

# 花園大学実習指導嘱託講師規程

制 定 1998（平成10）年4月1日  
一部改正 2006（平成18）年10月23日  
一部改正 2015（平成27）年4月1日  
一部改正 2017（平成29）年4月1日  
一部改正 2018（平成30）年4月1日  
一部改正 2020（令和2）年4月1日  
一部改正 2021（令和3）年3月24日

（目的）

第1条 この規程は、実習指導嘱託講師（以下「実習指導講師」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 実習指導講師とは、専攻実習科目に関する実務経験を有し、相応の指導能力をもつことを条件として採用された者をいう。

2 実習指導講師は、本学以外の学校の専任教員となることはできない。

（職務）

第3条 実習指導講師は、実習に係る指導、調査、研究を担当するものとする。

（任用及び任期）

第4条 実習指導講師の任用にあたっては、「花園大学教員人事委員会規程」の定めるところによる。

2 実習指導講師の任期は「花園大学任期付教員に関する規程」の定めるところによる。

3 実習指導講師として雇用できる上限は、満65歳に達した当該年度末とする。

（就労および出校日）

第5条 実習指導講師の就労日は一週5日とし、大学への出校日数は一週4日以上を原則とする。

（職務の免除）

第6条 実習指導講師は、次の職務について免除する。

- (1) 教授会の出席
- (2) 各種委員会の業務分担
- (3) クラス担任
- (4) 役職の分担

（就業規則の準用）

第6条の2 実習指導講師の就業については、花園大学就業規則を準用する。

（授業担当）

第7条 実習指導講師は、一週3コマ以内を原則とする。

（給与等）

第8条 実習指導講師の給与等は、任命権者が別に定める。

（改廃）

第9条 本規程の改廃は、学長が評議会の意見を聴き、理事会の承認を経てこれを行う。

附 則

- 1 本規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。